

## 介護老人保健施設リハビリセンター章仁苑 訪問リハビリテーション運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 社会福祉法人章仁会が開設する介護老人保健施設リハビリセンター章仁苑（以下「当施設」という。）において実施する訪問リハビリテーション事業および介護予防訪問リハビリテーション事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 事業は、当施設の理学療法士及び作業療法士（以下、「療法士等」という。）が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要支援・要介護状態（以下「要介護者等）」にある者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法の必要な事業を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第3条 事業は、要支援・要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法及び作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることとする。

2 事業の提供に当たって、病状が安定期にあり、診察にもとづき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要介護者等とする。

3 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者および地域包括支援センター、その他保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

(名称及び所在地)

第4条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 介護老人保健施設 リハビリセンター章仁苑
- 2 所在地 広島県三次市和知町11800番地21

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第5条 事業の従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

職 種	資 格	常 勤	非常勤	備 考
管 理 者	医 師	1		兼務
理学療法士	同左	2		兼務

(1) 管理者

管理者は、従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとし、また、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

(2) 療法士等

療法士等は、医師の指示・(介護予防)訪問リハビリテーション計画に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービスを行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日。ただし、1月1日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午後1時から午後5時30分。ただし、移動時間を含む。
- 3 電話等により、24時間連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第7条 訪問リハビリは、主治医の指示に基づき、要介護者の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した(介護予防)訪問リハビリテーション計画を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

- (1) 三次市の全域
- (2) 庄原市の全域

(利用料その他の費用の額)

第9条 この事業を提供した場合の利用料の額は、別に定める料金表のとおりとし、法定代理受領分は、介護報酬の告示の額とする。

- 2 第8条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う交通費については、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費

は、以下の額を徴収する。

区分（片道の距離）	交通費
3. 5km未満	600円
3. 5km以上4. 5km未満	700円
4. 5km以上5. 5km未満	800円
5. 5km以上6. 5km未満	900円
6. 5km以上7. 5km未満	1,000円
以下1km増すごとに100円を加算	
消費税は内税	

3 交通費の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得る。

（緊急時における対応方法）

第10条 この事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める。

（その他運営に関する留意事項）

第11条 施設は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（改正）

第12条 この規定を変更、改正、廃止するときは、社会福祉法人章仁会理事会の議決を得なければならない。

（暫定処置）

第13条 介護保険法の改定等によりこの規程に支障のあるときは、暫定処置として、介護保険法等の規程により処理するものとし、その後速やかにこの規程を改正するものとする。

附 則

この規程は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。